

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月16日

広島県水道広域連合企業団監査委員 天 野 清 彦
同 長 谷 川 裕 一

定例監査の結果（令和8年2月25日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査を実施するもので、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の財務に係る事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は次のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	本部（水質管理センターを除く）	令和7年8月25日	令和7年8月4日	実地
2	三原事務所	令和7年11月25日	令和7年11月11日	実地
3	広島水道事務所	令和7年12月25日	令和7年12月9日	実地
4	水質管理センター	令和7年12月25日	令和7年12月9日	実地

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 本部（水質管理センターを除く）

（1）機関の概要

- ア 主な分掌事務 水道企業団の組織及び人事サービスの基本的事項に関する事務
水道企業団の予算、財務会計及び決算の総括に関する事務
水道企業団の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
水道技術の企画及び総合調整に関する事務
入札制度に関する事務
危機対策に関する事務
水道料金の総括に関する事務
本部執行工事及び管路更新計画の進行管理に関する事務
- イ 組織体制 6課：総務課、企画課、会計課、技術管理課、業務課、工務課
- ウ 職員数（令和7年4月1日現在） 78人（企業長及び副企業長を除く。）
- エ 決算状況（令和6年度水道企業団全体）

（単位：百万円、税込）

区 分	市町水道事業会計	水道用水供給事業会計	工業用水道事業会計
収益的収入	20,154	10,860	2,985
収益的支出	18,301	9,142	2,538
資本的収入	7,867	2,071	1,969
資本的支出	14,885	8,725	2,732

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 三原事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な事務概要 三原市水道事業に係る次に掲げる事務（所管区域に限る。）
- (ア) 生活用水その他の浄水の供給に関する事務
 - (イ) 水道施設の維持管理に関する事務
 - (ウ) 水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関する事務
- イ 組織体制 2課：業務課、工務維持課
- ウ 職員数（令和7年4月1日現在） 34人
- エ 決算状況（令和6年度三原事務所の執行額）

（単位：百万円、税込）

区 分	三原市水道事業会計
収益的収入	2,896
収益的支出	1,227
資本的収入	527
資本的支出	1,674

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 水質管理センター

(1) 機関の概要

ア 主な事務概要 水道事業、工業用水道事業及び水道用水供給事業の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関する事務

イ 組織体制 3グループ：庶務グループ、工事グループ、水質管理グループ

ウ 職員数（令和7年4月1日現在） 13人

（うち7人は広島水道事務所総務課業務との兼務者）

エ 決算状況（令和6年度水質管理センターの執行額）

（単位：百万円、税込）

区 分	市町水道事業会計	水道用水供給事業会計	工業用水道事業会計
収益的収入	—	—	—
収益的支出	276	35	2
資本的収入	—	—	—
資本的支出	—	—	—

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。